

令和6年2月9日（金）午後2時

大阪広域水道企業団  
経営管理部 総務課  
電話 06-6944-6045（直通）  
議会事務局  
電話 06-6944-6045（直通）

令和6年第1回大阪広域水道企業団議会2月定例会  
及び2月議員全員協議会の開催について

令和6年第1回大阪広域水道企業団議会2月定例会及び2月議員全員協議会を下記のとおり開催いたしますので、お知らせします。

記

1 日 時

令和6年2月16日（金）

- （1）2月議員全員協議会 午後0時30分から
- （2）2月定例会 午後1時から

2 会 場

シティプラザ大阪 2階 旬（北）（しゅん きた）  
大阪府中央区本町橋2番31号

3 議 題

- （1）2月議員全員協議会
  - 議事日程等
- （2）2月定例会
  - 付議事件
    - 企業長提出議案（議案6件《別紙「提出予定議案」参照》）
  - 諸般の報告
    - 監査委員報告等4件《別紙「提出予定議案」参照》

4 傍聴の取扱いについて

- 傍聴席は一般席と報道関係者席に分かれます。
- 会議当日、会場前で、午後0時から先着順で受付を行います。

5 取材に関する留意事項

- 取材を希望される方は、必ず受付を済ませてください。受付は、会場前で、午後0時から開始します。
- 記者及びカメラマンは、必ず自社腕章又は関西写真記者協会統一腕章を見えやすいところに着用してください。腕章の着用がない場合、取材いただけない場合がございますので、ご注意ください。
- 取材時は、企業団職員の指示、誘導に従ってください。

## 大阪広域水道企業団議会 2月定例会 提出予定議案

## ○議案

番号	名 称	概 要
第 1 号議案	大阪広域水道企業団水道企業条例等一部改正の件	<p>○能勢町との水道事業の統合に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>(改正条例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪広域水道企業団水道企業条例</li> <li>・大阪広域水道企業団情報公開条例</li> <li>・大阪広域水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例</li> <li>・大阪広域水道企業団職員定数条例</li> <li>・大阪広域水道企業団行政手続条例</li> <li>・大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例</li> <li>・大阪広域水道企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例</li> <li>・大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例</li> <li>・大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例</li> <li>・大阪広域水道企業団長期継続契約に関する条例</li> </ul> <p>○泉南水道事業及び田尻水道事業の給水区域を変更する。</p> <p>○施行期日 令和6年4月1日</p>
第 2 号議案	大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件	<p>○能勢町と豊能水道事業の事業統合に伴い、事業名を豊能地域水道事業とし、料金等を定めるため、所要の改正を行う。</p> <p>○田尻水道事業及び千早赤阪水道事業における特別な加入金を廃止する。</p> <p>○その他所要の改正を行う。</p> <p>○施行期日 令和6年4月1日</p> <p>○給水装置工事に係る手数料の改正を行う。</p> <p>○施行期日 令和6年10月1日、令和7年10月1日及び令和8年10月1日</p>
第 3 号議案	令和5年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件	<p>○令和5年度の水道事業会計予算について所要の補正を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道用水供給事業 補正予算額 △51億68百万円</li> <li>・市町村域水道事業 補正予算額 53百万円</li> </ul>
第 4 号議案	令和5年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件	<p>○令和5年度の工業用水道事業会計予算について所要の補正を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補正予算額 △30億65百万円</li> </ul>

番号	名 称	概 要
第5号議案	令和6年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件	○令和6年度の水道事業会計予算を定める。 ・水道用水供給事業 予算額 741億36百万円 ・市町村域水道事業 予算額 202億69百万円
第6号議案	令和6年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の件	○令和6年度の工業用水道事業会計予算を定める。 ・予算額 148億49百万円

### ○監査委員報告等

名 称	概 要
監査の結果に関する報告の提出	○地方自治法の規定に基づき、監査を執行した結果の報告を提出する。
工事監査の結果に関する報告の提出	○地方自治法の規定に基づき、監査を執行した結果の報告を提出する。
例月現金出納検査の結果に関する報告の提出	○地方自治法の規定に基づき、例月現金出納検査を執行した結果の報告を提出する。
住民監査請求の要旨の通知	○地方自治法の規定に基づき、住民監査請求の要旨について通知する。